

四日市市告示第 3 5 6 号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく市長が定める額（平成 5 年四日市市告示第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
2 0 歳未満	4, 7 4 8 円	1 3, 2 8 4 円
2 0 歳以上 2 5 歳未満	5, 3 7 7 円	1 3, 2 8 4 円
2 5 歳以上 3 0 歳未満	5, 9 6 7 円	1 4, 2 5 5 円
3 0 歳以上 3 5 歳未満	6, 3 0 4 円	1 7, 3 5 3 円
3 5 歳以上 4 0 歳未満	6, 6 7 3 円	1 9, 2 8 6 円
4 0 歳以上 4 5 歳未満	6, 9 2 6 円	2 1, 3 9 3 円
4 5 歳以上 5 0 歳未満	7, 0 2 0 円	2 3, 9 0 5 円
5 0 歳以上 5 5 歳未満	6, 8 1 2 円	2 5, 2 5 7 円
5 5 歳以上 6 0 歳未満	6, 3 1 3 円	2 4, 8 5 9 円
6 0 歳以上 6 5 歳未満	5, 1 4 2 円	1 9, 7 2 6 円
6 5 歳以上 7 0 歳未満	3, 9 3 0 円	1 5, 2 9 1 円
7 0 歳以上	3, 9 3 0 円	1 3, 2 8 4 円

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び平成 3 0 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。